

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ホームヘルプサービス費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	金木 内線 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-02	ホームヘルプ事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 40年度		根拠	障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むにあたって必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。						
対象者等	日常生活を営むことに支障のある心身障がい者（児）。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない重度（1級）の者については、上乘せの対象とする。						
内容	<p>【支援の種類（介護給付）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（障害支援区分1以上※ただし身体介護を伴う通院等介助は区分2以上）・・・自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う（身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助） ・重度訪問介護（障害支援区分4以上）・・・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴等の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行う ・行動援護（障害支援区分3以上）・・・自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援を行う ・同行援護（障害支援区分不要※ただし身体介護を伴う場合は区分2以上）・・・視覚障がい等で移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動の援護や必要な情報の提供を行う <p>【利用者負担額】生活保護及び非課税世帯：0円、課税世帯：上限月額（37,200円、9,300円、4,600円）と総費用額の1割とを比較して低額な方</p>						
経過	<p>平成13年 4月 中・軽度の知的障がい者利用対象化</p> <p>平成15年 4月 支援費制度（居宅介護）開始（精神・難病を除く）</p> <p>平成18年 4月 障害者自立支援法施行（介護給付）</p> <p>平成18年10月 日常生活支援⇒重度訪問介護</p> <p>平成21年 4月 報酬改定</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p> <p>平成26年 4月 重度訪問介護の対象拡大（重度身体障がい者に加え重度知的障がい者、重度精神障がい者も対象となる）</p> <p>平成27年 4月 報酬改定</p>						
必要性	心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。						
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【支払】東京都国民健康保険団体連合会に支払事務を大部分委託している</p> <p>【サービス提供】都指定居宅介護事業者</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	391,034	527,961	539,804	565,829	593,369	582,467
①決算額（28年度は見込み）		384,940	432,361	519,246	518,006	515,443	516,444	543,071
②人件費等		9,592	6,473	3,853	561	4,326	3,078	
③減価償却費		3,196	2,799	1,614	338	1,821	1,365	
【事務分担量】（%）		110	90	50	10	56	40	
合計（①+②+③）		397,728	441,633	524,713	518,905	521,590	520,887	543,071
特定財源の推移	国	193,034	209,311	223,930	228,296	230,905	251,131	242,752
	都	96,540	104,656	170,059	156,702	154,760	126,335	160,748
	その他	0	0	0	0			
	一般財源	108,154	127,666	130,724	133,907	135,925	143,421	139,571
実績の推移	居宅介護 利用時間数	64,218.0	66,557.0	77,369.7	70,576.8	68,050.3	69,640.2	68,731.0
	重度訪問介護 利用時間数	67,461.0	70,954.5	87,845.5	82,265.5	82,017.0	75,935.0	89,654.8
	同行援護 利用時間数	—	1,714.0	23,954.0	26,449.0	25,502.0	25,468.5	27,797.2

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	515,443	扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	516,444	扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	543,071

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 居宅介護 利用実人数	371	360	379	397	360	—
	② 重度訪問介護 利用実人数	22	32	31	33	35	—
	③ 同行援護 利用実人数	77	81	85	87	90	—

問題点・課題 （指標分析）	<p>管理者とサービス提供責任者の責務と義務、契約書・サービス内容等について、ホームヘルプ事業の理解、周知徹底をさらに図る必要がある。</p> <p>利用者負担については、区独自の軽減策を実施しているが、介護保険制度移行者について利用者負担（1割）が新たに発生してしまうという課題がある。総合支援法の3年後の見直しにおいてこれを是正する仕組みが設けられる予定であるので、今後の国の動向にも注視していく。また、介護保険制度移行者がこれまで受けていた障害福祉サービスと同等のサービス量を利用できていないという問題も残されており、こちらについても対応を検討していく必要がある。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も継続してホームヘルプ事業の適正な運用を図り、障がい者の社会参加を促進する。	介護事業者と適宜連携をし、利用者へのサービスの質の向上に努めた。	障がい者の社会参加促進の為、今後も適切な運用を行う。また、制度改正を見据え利用者負担の在り方等を検討していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	在宅生活を送るために重要な事業である。

況 議 （ 要 旨 ） 問 状	
--------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-13	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	コミュニケーション支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	今井
				内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01	コミュニケーション支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		元年度	根拠	障害者総合支援法		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等	荒川区コミュニケーション支援事業実施要綱		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者等に対し手話通訳者及び要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。また、視覚障がい者及び重複者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者派遣事業を展開する。						
対象者等	手話・要約筆記者派遣：聴覚障がい者及び言語機能障がい1・2級の者（所得制限なし） 対面音訳者派遣：視覚障がい者						
内容	<p>【①手話通訳者派遣】</p> <p>委託先 (福)荒川区社会福祉協議会、(福)東京聴覚障害者福祉事業協会(手話通訳等派遣センター)</p> <p>派遣回数 月10回まで(生命及び身体に関する場合はこの限りでない)</p> <p>利用方法 事前に荒川区社会福祉協議会に登録し、必要時に荒川区社会福祉協議会に申し込む。</p> <p>【②要約筆記者派遣】</p> <p>委託先 (福)東京聴覚障害者福祉事業協会</p> <p>派遣回数 月10回まで(生命及び身体に関する場合はこの限りでない)</p> <p>利用方法 事前に障害者福祉課に利用登録し、必要時に手話通訳等派遣センターに申し込む</p> <p>【③対面音訳者派遣(平成22年6月から派遣開始)】</p> <p>派遣回数は月2回まで。事前に区に利用者登録をし、必要時に区に派遣申請する。</p> <p>※音訳者は、養成講座(基礎・応用各10回)を受講後、審査会を経て音訳者名簿に登録する。</p>						
経過	<p>平成12年 4月 手話通訳の報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。</p> <p>平成12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。</p> <p>平成19年度 都の手話通訳派遣事業廃止に伴い、都が契約していた通訳派遣センターと委託契約を締結。</p> <p>平成20年度 事業名変更(手話通訳派遣事業→コミュニケーション支援事業)、要約筆記派遣の開始。</p> <p>平成21年度 荒川社協の手話通訳者の単価等を変更。(通訳派遣センターと合わせるよう調整)</p> <p>対面音訳者養成講座を実施(修了者9人)</p> <p>平成22年度 対面音訳者派遣開始</p> <p>平成25年度 障害者総合支援法の施行により、手話通訳派遣及び要約筆記者派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。</p>						
必要性	日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。						
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 手話通訳者・要約筆記者派遣→委託 対面音訳者派遣→直営						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	(単位：千円)								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額		4,128	4,867	4,567	5,809	4,781	5,464	4,755	
①決算額(28年度は見込み)		3,255	4,014	4,290	4,374	4,425	4,944	4,755	
②人件費等		2,616	0	826	832	0			
③減価償却費		872	0	323	338	0			
【事務分担量】(%)		30	0	10	10	0			
合計(①+②+③)		6,743	4,014	5,439	5,544	4,425	4,944	4,755	
特定財源	国	障害者地域生活支援事業補助金	1,046	1,133	1,123	1,286	1,238	1,319	1,321
	都	障害者地域生活支援事業補助金	523	566	594	643	619	659	661
	その他								
	一般財源		5,174	2,315	3,722	3,615	2,568	2,966	2,773
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	派遣回数(手話通訳)	669	777	801	775	725	807	782	
	派遣時間数(手話通訳)	1,202	1,479	1,506	1,505	1,371	1,624	1,387	
	派遣回数(要約筆記)	36	71	59	67	115	248	257	
	派遣回数(対面音訳)	8	56	48	42	10	59	79	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	対面音訳派遣等謝礼	50	報償費	対面音訳派遣等謝礼	123	報償費	対面音訳派遣等謝礼	153
役務費	対面音訳者保険料	7	役務費	対面音訳者保険料	7	役務費	対面音訳者保険料	8
委託料	手話通訳、要約筆記	4,369	委託料	手話通訳、要約筆記	4,813	委託料	手話通訳、要約筆記	4,594

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 実利用者数（手話通訳）（人）	52	55	62	60	60	—
	② 派遣回数（手話通訳）（回）	775	725	807	782	851	—
	③ 派遣回数（要約筆記）（回）	67	115	248	257	129	—

（問題点・課題 指標分析）	<p>利用者の高齢化に伴い、通院や介護サービス利用等の回数がそのまま実績の増減に反映される傾向がある。また、手話通訳者派遣については大学病院等、専門的な内容での利用が増加の傾向にある。一方、良好な人間関係の保持に関する利用や子どもの教育に関する利用も、前年度から引き続き増加傾向にある。</p> <p>これらに伴い、確実な派遣のため、利用方法については、新規の利用登録時に限らず随時利用者全体に周知していく必要がある。</p> <p>聴覚・音声言語障がい者及び視覚障がい者の日常生活における利便性の向上・社会参加促進のため、あらゆる世代への周知が必要である。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	【事業全体】障がい者が集まる場等での周知活動。 【対面音訳】事業推進のため、利用者への聞き取りを行う。	【事業全体】周知活動の継続により、利用実績増に結びついた。 【対面音訳】障害者が集まる場所で聞き取りを行い、事業推進した。	【事業全体】引き続き、事業全体の周知活動を行っていく。 【対面音訳】継続利用者に対して聞き取りをし利便性を図る。
②		【手話通訳者派遣】日常の派遣を確実に行うため、利用希望日の1週間前に申し込むよう、委託先（社協）を通じて周知を行った。	【手話通訳者派遣】確実な派遣のため、申し込み時期等の利用方法を、新規利用登録時に限らず随時周知していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業である。

況議 （要旨） 会質 問状	21年四定 「視覚障がい者への対面音訳者の派遣について」（公明：保坂区議）
------------------------	---------------------------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-14	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	日常生活用具給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	佐藤
	01-03-02	日常生活用具給付事業費	内線	2682			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-02 日常生活用具給付事業費						
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 44年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。 また、ストーマ造設術受術者に対し、身体障害者手帳交付までの間、装具の購入費の一部を助成することにより、当該者の経済的負担を軽減し、社会復帰等の促進を図ることを目的とする。						
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。						
内容	<p>【給付種目】・障がい者（児）…国基準6種目（53品目）</p> <p>①介護・訓練支援用具 …特殊寝台（基準額：162,800円）等</p> <p>②自立生活支援用具 …入浴補助用具（基準額：90,000円）等</p> <p>③在宅療養等支援用具 …ネプライザー（基準額：36,000円）等</p> <p>④情報・意思疎通支援用具…ポータブルレコーダー（基準額85,000円）等</p> <p>⑤排泄管理支援用具 …蓄便袋（基準額：8,858円）等</p> <p>⑥住宅改修費 …小規模住宅改修（基準額：200,000円）</p> <p>・難病患者 …国基準（18品目） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等</p> <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。用具の給付については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。</p>						
経過	<p>昭和44年 事業開始（給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて随時修正）</p> <p>平成16年 4月 品目ごとに耐用年数導入</p> <p>平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円→1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理 補装具より移行…歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストーマ用装具 補装具へ移行…重度障害者用意思伝達装置 ※ストーマ用装具 …対象者190人、件数733件 影響額6,110,488円（H18実績）</p> <p>平成20年 4月 品目追加（視覚障害者用パソコン支援ソフト、パソコン入力支援用具）</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正 難病患者の日常生活用具が障害者総合支援法の対象となる</p> <p>平成27年 4月 品目内容及び利用者負担額基準の改定、手帳交付前のストーマ購入費助成事業開始</p>						
必要性	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。						
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営 【給付】業者委託</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度								
	予算額	26,519	28,763	31,309	31,442	33,405	37,691	28,745	
①決算額（28年度は見込み）	26,513	25,561	31,074	28,814	26,664	32,054	28,745		
②人件費等	2,180	2,541	1,652	1,663	2,318	1,691			
③減価償却費	726	933	645	676	975	853			
【事務分担当量】（%）	25	30	20	20	30	25			
合計（①+②+③）	29,419	29,035	33,371	31,153	29,957	34,598	28,745		
特定財源の推移	国	障害者地域生活支援事業補助金	8,417	7,407	8,076	8,387	7,363	8,864	8,015
	都	障害者地域生活支援事業補助金	4,003	3,626	3,964	4,193	3,681	4,432	4,007
	その他								
	一般財源								
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	給付件数・児童（件）	67	43	52	46	25	28	30	
	給付件数・成人（件）	2,341	2,344	2,797	2,568	2,592	2,680	2,780	
	給付件数・難病（件）	4	2	4	2	1	1	2	
	ストーマ購入費助成（件）	-	-	-	-	-	26	30	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	児童分、成人分、難病分	26,664	扶助費	児童分、成人分、難病分	32,054	扶助費	児童分、成人分、難病分	28,745

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 給付件数・児童分（件）	46	25	28	30	52	一般及びストマ
	② 給付件数・成人分（件）	2,568	2,592	2,680	2,780	2,980	一般及びストマ
	③ 給付件数・難病分（件）	2	1	1	2	8	—

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 今後も利用者のニーズや機器の進化等に合わせ、必要に応じた用具の種目や基準額について検討していく必要がある。 新規事業（ストーマ購入費助成事業）について、引き続き周知・案内を行い制度の定着を図る必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事業

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	27年4月以降の改定内容について、利用者に適切な案内を行っていく。	手帳交付前のストーマ購入費助成事業について、周知・案内を行った結果、助成に繋がり、該当者の経済的負担が軽減された。	今後も改定内容について、周知・案内を行い制度の定着につなげる。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-15	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	移動支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	渡部
							2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-03	移動支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 61年度		根拠	障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無		法令等	荒川区障害者(児)移動支援費支給事業実施要綱			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	障がい者及び障がい児が外出する際の移動を支援することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を促し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。						
対象者等	①手帳所持者（身体障がいについては視覚障がい者及び1～3級の両上肢・両下肢機能障がい者等） ②自立支援医療（精神通院医療に限る）の対象となる者③区内の特別支援学級、学童クラブ、通所介護施設、特別支援学校等に在籍する障がい者等④その他区長が必要と認める者						
内容	<p>【実施内容】 障害者総合支援法の地域生活支援事業として実施。</p> <p>【荒川区独自施策】 通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。</p> <p>【利用方法】 申請→決定→受給者証交付→事業者と契約・利用 （ただし、提供時間数を超過して利用した分については自己負担とする）</p> <p>※支援費制度（平成18年9月まで）においては、身体介護が必要な利用者はホームヘルプ（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。</p>						
経過	<p>昭和61年 4月 視覚障害者ガイドヘルプ事業開始</p> <p>平成14年 10月 知的障害者ガイドヘルプ事業開始</p> <p>平成15年 4月 支援費制度居宅介護事業に移行</p> <p>平成18年 10月 障害者自立支援法地域生活支援事業に移行</p> <p>平成23年 10月 法改正により、重度視覚障がい者の移動支援が同行援護に移行</p>						
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。						
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【決定・支払】 直営</p> <p>【サービス提供】 移動支援事業者80社・荒川区社会福祉協議会</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額		225,107	340,191	249,865	263,579	301,451	330,116	336,451	
①決算額（28年度は見込み）		210,855	241,945	229,242	262,758	288,158	315,252	336,451	
②人件費等		1,116	4,235	2,690	3,743	4,249	7,696		
③減価償却費		1,162	1,555	1,484	1,521	1,788	3,413		
【事務分担当量】（%）		40	50	46	45	55	100		
合計（①+②+③）		213,133	247,735	233,416	268,022	294,195	326,361	336,451	
特定財源の推移	国	障害者地域生活支援事業補助金	59,145	61,476	54,053	69,550	72,211	75,415	84,786
	都	障害者地域生活支援事業補助金等	29,572	33,084	29,780	38,111	36,106	42,108	46,599
	その他	移動支援費返還金		942	1,935	1,451	0	0	0
	一般財源		124,416	152,233	147,648	158,910	185,878	208,838	205,066
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	移動支援利用時間数	85,104	93,173	78,319	85,279.5	92,476	98,988	106,002.1	
	移動支援実利用者数	376	425	412	404	459	464	554	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	移動支援	288,158	扶助費	移動支援	315,252	扶助費	移動支援	336,451

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 移動支援提供時間数	85,279.5	92,476	98,988	106,002.1	122,462	—
	② 身体介護を伴う移動支援提供時間数	65,132.5	72,535	80,104	84,801.1	97,969	—
	③ 身体介護を伴わない移動支援提供時間数	20,147	19,941	18,884	21,201	24,493	—

（問題点・課題 指標分析）	居宅介護サービスと移動支援との区別が曖昧な事業所や利用者が見られる。						
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）						
他区の実 状況	法定事業						

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規事業者及び担当者が変更になった場合は、案内や支給決定の際の説明を徹底する。	請求事務が複雑であるため、新規事業者へ見本エクセルシートを提供し、活用を促した。	今後も新規・既存事業者が正確に請求できるよう、必要に応じて見本エクセルシートを提供し、説明を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業である。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	入浴サービス委託料	3,863	委託料	入浴サービス委託料	3,410	委託料	入浴サービス委託料	4,460

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 延べ入浴利用回数（回）	510	443	391	450	446	—
	② 登録人数（人）	16	11	11	12	12	—
	③ —						—

（問題点・課題 指標分析）	訪問巡回入浴の利用者数は減少傾向にある。施設入浴の利用が増加していることや、重度障がい者で在宅から特養等の高齢者施設への入所に移行する方の増加によるものと考えられる。今後は訪問入浴のニーズを把握し、必要な方に必要なサービスを提供していく必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	スクラムあらかわとの情報共有と連携を図り、利用者一人ひとりに適したサービスの提供をしていく。	入浴サービスの利用について、スクラムあらかわとの連携及び調整を図り、実施した。	利用者のサービス状況等は、障害者福祉課と委託業者とで適宜対応する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費・事務管理費	4,740	委託料	事業費・事務管理費	4,029	委託料	事業費・事務管理費	5,770

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 初級・中級コース修了者数	58	58	57	75	75	受講者が修了試験に合格し、修了者となる指標
	② 上級・通訳養成コース修了者数	23	23	25	24	24	受講者が修了試験に合格し、修了者となる指標
	③ 手話通訳者登録数	1	3	0	3	3	上級・養成コース修了者が手話通訳者として登録する指標

問題点・課題 (指標分析)	<p>受講生募集のPR方法等について、従来の区報、募集チラシ、ポスター等に加え、区ホームページにも掲載した(27年度末募集分)。</p> <p>養成コース修了後の新規通訳登録者については、平成24年度以降1~2名で推移していたが27年度は0であった。各コースとも修了者数は一定レベルを維持しているものの、実際に活動できる通訳者の増加になかなかつながらにくい現状があるため、講座内容を充実し、手話技術のさらなる向上を図る必要がある。これを踏まえ、28年度より全コースで講座回数を増加する。</p> <p>○初級・中級・上級 30回→40回 ○通訳養成 20回→30回</p>
	<p>他区の実況</p> <p>(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ポスター、チラシ等を広く掲示・配置。区報や社協情報紙「あらんてあ」などへの募集記事掲載等を行う。	従来の募集方法に加え、区ホームページに募集記事を掲載した。	ポスター、チラシ等を広く掲示・配布する。区報や社協情報紙「あらんてあ」への掲載に加え、区HPにも掲載する。
②	通訳養成コースの出席率の向上に向けた取り組みについて、委託先の荒川区社会福祉協議会と連絡調整する。	受講生の便宜を図るため、通訳養成コースの夜間開講を継続したところ、27年度の出席率についても26年度レベルを維持している。	通訳養成コースの夜間開講を継続して行う。28年度に講座回数を増加するため、出席率については引き続き様子を見ていく。
③	引き続き、上級コース及び通訳養成コース修了者の手話通訳者登録をすすめていく。	上級22名、通訳養成3名の修了者があったが、通訳者としての登録はなかった(審査会不合格)。講座内容の充実が必要である。	手話技術の定着及び登録通訳者の増につなげるため、各コースとも講座回数を増やし、内容の充実を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-19	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	中村
							2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-07	自動車運転免許取得・改造助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 56年度		根拠	障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。						
対象者等	【免許助成】身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上の者で次に該当する者。①区内に3か月以上居住し試験の受験資格を有し、試験に合格の者。前年所得額が40万以下の者 【改造助成】18歳以上の区内在住者で自ら所有・運転し車の一部を改造する必要がある者						
内容	<p>【運転免許助成】（対象経費） 入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額） ・ 実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成 （前年本人所得税額により限度額設定） 所得税非課税=164,800円、 所得税42,000円以下=144,200 所得税42,001円以上400,000円以内=123,600円 ただし限定解除は20,600円（※限定解除：総重量等による限定を解除する場合。 持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合）</p> <p>【自動車改造費助成】 （対象経費） 自動車の操行装置及び駆動装置の改造に要する経費 （助成額） 助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）</p>						
経過	【運転免許助成】平成14年6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。						
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用を助成する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	732	732	598	433	639	608
①決算額（28年度は見込み）		134	30	464	299	638	608	464
②人件費等		279	136	135	832	773	1,000	
③減価償却費		291	156	161	338	325	444	
【事務分担量】（%）		10	5	5	10	10	13	
合計（①+②+③）		704	322	760	1,469	1,736	2,052	464
特定財源	国	42	9	121	87	178	162	129
	都	21	4	61	43	89	81	65
	その他							
	一般財源	641	309	578	1,339	1,469	1,809	270
実績の推移	教習費助成者数（新規免許）	0	0	2	1	4	3	3
	教習費助成者数（限定解除）	0	0	0	0	0	0	0
	自動車改造費助成者数	1	1	1	1	0	1	1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	運転教習費	638	扶助費	運転教習費	608	扶助費	運転教習費	464

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 自動車運転教習助成者数	1	4	3	3	2	—
	② 自動車改造費助成者数	1	0	1	1	1	—
	③ —						—

（問題点・課題 指標分析）	—
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 【運転教習費助成】旧都基準上乗せ実施 3区（目黒・渋谷・江戸川）【自動車改造費助成】 3区（中央・目黒・江戸川）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-20	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀		
		担当者名	木下	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-04-01	利用者負担軽減費					
	01-04-02	高額障害福祉サービス費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		18年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法（国）		
終期設定	●有 ○無		21年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱（区）		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	障害者総合支援法及び児童福祉法で定められている利用者負担金について減免策を講じ、障害福祉サービス等の利用による家計への負担を軽減する。						
対象者等	障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する給付費の受給者 ※区独自軽減については在宅・通所サービス対象						
内容	<p>【利用者負担軽減】（区制度、課税世帯対象） 在宅サービス（居宅介護系サービス、同行援護、短期入所、デイサービス、通所施設、児童通所）の利用者負担割合を10%から3%とする。</p> <p>【通所施設食費軽減】（区制度） 通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。また、区外施設については事業者に対し補助あるいは本人に対し精算払いとする。</p> <p>【月額上限額の半額化】（区制度、恒久的措置） 国制度において、所得割による上限額軽減の適用を受けない利用者の月額上限額を半額とする。</p> <p>【高額障害福祉サービス費】（国制度、課税世帯対象） 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合等、利用者負担上限額の合算が基準額を超えた部分を、高額障害福祉サービス費として支給する。</p>						
経過	<p>平成18年 4月 軽減事業開始</p> <p>平成19年 4月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/4になる。</p> <p>平成20年 7月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/8になる。</p> <p>平成21年 7月 【国制度】所得判定の基準が世帯から本人となる。</p> <p>平成22年 4月 【国制度】低所得1・2の上限月額が無料となる。合わせて都制度が終了。</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法等改正（補装具が高額サービス費の対象となる）、報酬改定、児童福祉法の改正に伴い児童通所を対象サービスに追加</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p>						
必要性	非課税世帯（低所得1・2）の利用者負担は無料となったが、課税世帯については、まだ軽減の効果がある。障がい者が重度で多くの福祉サービスを必要とする障がい者ほど、利用者負担が多額になってしまうため、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。						
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【資格決定】支給決定とあわせて審査し、決定する。</p> <p>【支払】国保連に支払委託。一部、事業所の代理請求・代理受領又は本人への精算払い。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		2,094	2,290	4,069	4,464	4,890	6,960	6,877
①決算額（28年度は見込み）		1,969	2,289	3,729	3,638	4,141	5,900	6,877
②人件費等		87	847	826	416	618	1,154	
③減価償却費		29	311	323	169	260	512	
【事務分担量】（%）		1	10	10	5	8	15	
合計（①+②+③）		2,085	3,447	4,878	4,223	5,019	7,566	6,877
特定財源の推移	国	障害者自立支援給付費国庫負担金			266	24	24	
	都	障害者自立支援給付費都負担金	0	0	133	12	12	
	その他							
	一般財源		2,085	3,447	4,479	4,187	4,983	7,566
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	利用者負担軽減対象者数（人）	186	221	242	263	324	413	524

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	利用者負担軽減	4,141	負担金補助等	高額障害福祉サービス費	66	負担金補助等	高額障害福祉サービス費	719
			負担金補助等	利用者負担軽減	5,834	負担金補助等	利用者負担軽減	6,158

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	利用者負担軽減対象者数（人）	263	324	413	524	490	障がい児通所含む
②	—						—
③	—						—

（問題点・課題分析）	高額障害福祉サービス費において、利用者への制度の周知が行き渡っていないため、適宜窓口等で案内していく必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 各区独自の利用者負担軽減策として、①食費軽減、②利用者負担割合軽減、③サービス間での利用負担の合算化、④その他がある。 杉並区、足立区は障害児通所給付給付に係る助成のみ。北区、練馬区は実施なし。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	高額障害福祉サービスについて、制度の周知を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	安定したサービス利用のために重要な事業である。

況議 （要 旨） 問 状	28年6月本会議 「介護保険優先の原則を止めるよう国に求めるとともに、区としても負担軽減などの支援策を実施すること」（共産：横山区議）
--------------------------	---

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-21	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	中村
				内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-05-01	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 60年度		根拠	荒川区重度脳性麻痺者介護遣事業運営要綱			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	区内に在住の方で20歳以上の重度脳性麻痺者でその程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動が出来ない者。障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の支給決定又は、介護保険制度における訪問介護若しくは通所介護サービスを受けている場合には適用しないものとする。						
内容	【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 【派遣回数】月12回以内 【単価】6,560円/回（自己負担なし） 【介護内容】外出介助等 【利用方法】①申請 ②審査・認定 ③登録者名簿へ記載（年度更新） ④介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） ⑤請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払 ※東京都重度心身障害者手当（6万円/月）との併給可						
経過	昭和60年 全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業） 平成9年10月 全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業） 平成15年4月 継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止 平成16年7月 ①介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 ②介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止						
必要性	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		3,194	1,890	1,890	945	945	945
①決算額（28年度は見込み）		1,889	1,811	945	945	945	945	945
②人件費等		279	273	271	832	773	770	
③減価償却費		291	311	323	338	325	341	
【事務分担当量】（%）		10	10	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		2,459	2,395	1,539	2,115	2,043	2,056	945
特定財源	国							
	都	重度脳性麻痺者介護人派遣事業補助金	1,889	1,810	944	944	944	944
	その他							
一般財源		570	585	595	1,171	1,099	1,112	1
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	利用実人数	2	2	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	介護人謝礼	945	報償費	介護人謝礼	945	報償費	介護人謝礼	945

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 利用実人数	1	1	1	1	1	—
	② —						—
	③ —						—

（問題点・課題 指標分析）	—
	他区の実況 （実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 実施区：足立・葛飾・江戸川・北・台東・墨田・江東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新宿・渋谷・港・杉並・世田谷・品川・大田 金額加算：2区（北・練馬）、回数増：1区（練馬）、年齢引き下げ：2区（豊島・江戸川）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-22	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	留守番看護師派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	鈴木
							2690
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-05-02	留守番看護師派遣事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠	荒川区重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	在宅で医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る。						
対象者等	区内の住所を有する者で、次のすべての要件を満たす者 ①18歳未満の時点で愛の手帳（1,2度）を取得した者、身体障害者手帳（下肢又は体幹機能障害の1,2級）を取得した者、又はこれらと同等の障がい者を有する者 ②医療行為を要する者 ③在宅で生活している者						
内容	<p>【内 容】看護師が対象者の自宅を訪問して、医師の指示書に基づき、介護者に代わり看護及び医療行為を行う。</p> <p>【利用決定】申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。</p> <p>【派遣回数】週1回（1～2人体制）</p> <p>【基本時間】1回あたり3時間以内（時間帯は午前9時～午後5時）</p> <p>【自己負担】無料</p> <p>【単価/回】[正看護師] 26,600円 [准看護師] 23,990円（介護保険を横引し正看護師の9割）</p> <p>【研修会】看護師のステップアップを図ることにより、本事業を安定的に実施するため、区内及び近隣区の訪問看護事業所と居宅介護事業所を対象に研修会を実施。</p> <p>【事業報告会】本事業に対する要望や課題を把握するため、訪問看護事業者、訪問介護事業者及び保護者を対象に講演会と意見交換を実施。</p>						
経過	<p>平成21年10月 留守番看護師派遣開始</p> <p>平成22年 4月 留守番看護師派遣事業者意見交換会開催</p> <p>平成23年 4月 派遣回数増（月2回→3回）</p> <p>平成26年 4月 派遣回数増（月3回→週1回）</p>						
必要性	短期入所ができる施設等が少ないこと等による主介護者の負担の軽減のため、必要性が高い。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に留守番看護師を派遣する						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	7,343	9,824	7,009	6,709	6,468	8,616	8,709	
①決算額（28年度は見込み）	2,074	3,682	4,203	5,050	6,264	8,534	8,709	
②人件費等	1,482	1,270	2,478	1,808	2,079	2,078		
③減価償却費	494	467	968	845	975	922		
【事務分担量】（%）	17	15	30	25	30	27		
合計（①+②+③）	4,050	5,419	7,649	7,703	9,318	11,534	8,709	
特定財源の推移	国							
	都	障害者施策推進包括補助事業補助金						
	その他	2,074	4,056	2,571	2,808	3,064	4,288	
一般財源	1,976	1,363	5,078	4,895	6,254	7,246	4,393	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	留守番看護師実利用者数（人数）	6	4	5	6	8	11	12
	留守番看護師派遣日数（日数）	52	84	94	112	141	187	190

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	研修会等	74	報償費	研修会等	61	報償費	研修会等	73
需用費	お茶	2	需用費	お茶	2	需用費	お茶	2
役務費	指示書・意見書	110	役務費	指示書・意見書	133	役務費	指示書・意見書	147
委託料	留守番看護師	6,078	委託料	留守番看護師	8,338	委託料	留守番看護師	8,487

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 留守番看護師実利用者数（人数）	6	8	11	12	11	—
	② 留守番看護師派遣日数（日数）	112	141	187	190	190	—
	③ 留守番看護師派遣人数（人数）	184	229	317	321	285	—

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> 看護事業所と家族と連携をとり、緊急時の対応などについて対象者全員をマニュアル化して作成していく必要がある。 居宅介護事業所や訪問介護支援員との連携を図り、重症心身障がい児者とその家族がより安定した地域で生活が出来るように、研修会・交流会等を通し、事業についての理解を深める必要がある。
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	在宅で生活をして行く上で緊急対応に備えて、家族や訪問事業所と連携を図り、安全性を強化する。	災害時に我が子を守るためにどんな準備を日頃からしておくべきか、専門講師の講演を実施した。関係機関とも情報共有を行った。	災害時対応で家族と訪問事業者と福祉課で連携を取り、日頃から安全性の強化に備え、安心した生活ができるようにする。
②	実際に在宅医療を行っている医師の講演により、在宅支援の中での「医療」と「福祉」の繋がりについて理解を深めて行く。	家族に代わって医療行為をする中で看護師としてステップアップできるように重症心身障がい児者の医学的理解の講演を設定した。	在宅医療を行っている医師の講演により、理解を深め、重症心身障害児者が在宅で安心して生活ができるようにする。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要旨） 会質 問状	
------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	補装具	38,295	扶助費	補装具	39,315	扶助費	補装具	822
扶助費	中等度難聴児補聴器	216	扶助費	中等度難聴児補聴器	594	扶助費	中等度難聴児補聴器	44,228

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 補装具交付（件数）	345	304	282	359	359	—
	② 補装具修理（件数）	215	222	232	239	239	—
	③ 中等度難聴児補聴器（件数）	4	1	5	6	6	—

（問題点・課題 指標分析）	補装具費支給事業については、法定事業であり今後も継続して実施していく必要がある。また、中等度難聴児補聴器購入費助成事業についても、中等度難聴児のコミュニケーション能力の向上等を促進するため必要な事業である。						
	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 補装具：法定事業 中等度難聴児：実施 21 区 未実施 1 区（渋谷区）						

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、利用者が必要な補装具等のサービスを受けることができるよう、案内や周知を行う。	利用者が必要な補装具等のサービスを受けることができるよう、案内等を行った。	引き続き、利用者が必要な補装具等のサービスを受けることができるよう、案内等を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-24	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	岩崎 内線 2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-07-01	理美容サービス事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 61年度		根拠	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	理容店、美容店で理容又は美容を受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣して理容又は美容サービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。						
対象者等	区内在住で以下の手帳を所持し、寝たきりの65歳未満の者（所得制限なし、自己負担金あり） ①身体障害者手帳1・2級（但し下肢・体幹にかかる障がい） ②愛の手帳1・2度						
内容	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理容師・美容師が対象者の自宅に出張し、理容（調髪及び顔そり）・美容（カット及びブロー）サービスを行う。 対象者の認定は区が行い、その都度、荒川区社会福祉協議会に連絡する。社会福祉協議会は以下の基準（認定月）で対象者に理美容券を交付する。 〈交付枚数〉年間6枚、ただし6月以降は2か月に1枚の割合で減ずる。 <p>【単価】 5,000円 【自己負担】 住民税が課税されている者→1,950円、住民税が非課税の者→970円</p>						
経過	<p>平成11年4月 対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。</p> <p>平成12年4月 自己負担金導入</p> <p>平成13年4月 理容サービスに美容サービスを追加</p> <p>平成26年4月 サービス単価を4,850円から5,000円に変更</p>						
必要性	理美容店を訪れることが困難な、寝たきりの重度の心身障がい者が、その生活環境を、維持・向上させる上で必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 荒川区社会福祉協議会に委託し、理容・美容生活衛生同業組合に再委託して実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		628	570	610	548	419	375
①決算額（28年度は見込み）		622	523	438	422	409	358	376
②人件費等		279	327	325	832	444	535	
③減価償却費		291	373	387	338	488	444	
【事務分担量】（%）		10	12	12	10	15	13	
合計（①+②+③）		1,192	1,223	1,150	1,592	1,341	1,337	376
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		1,192	1,223	1,150	1,592	1,341	1,337
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	理美容券支給者数（人数）	31	32	29	23	25	26	27
	利用枚数（枚数）	137	114	118	86	85	86	91

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事務費・事務費・管理費	409	委託料	事務費・事務費・管理費	358	委託料	事務費・事務費・管理費	376

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 理美容券支給者数（人数）	23	25	26	25	25	
	② 利用枚数（枚数）	86	85	86	90	90	
	③						

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—		
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-25	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	中村
				内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-07-02	寝具乾燥消毒事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	寝たきり状態等にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。						
対象者等	区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。						
内容	<p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者は区に対し申請する。 ②区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。 ③委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担） ④寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝具乾燥消毒 … 年間11回 ・寝具水洗い … 年間1回 						
経過	昭和59年4月 対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 平成4年4月 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 平成12年4月 対象者の年齢制限、費用負担導入 平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止						
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 業者委託にて実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	247	214	203	206	121	104	111	
①決算額（28年度は見込み）	123	155	142	44	84	91	111	
②人件費等	279	354	352	832	773	1,000		
③減価償却費	291	404	420	338	325	444		
【事務分担量】（%）	10	13	13	10	10	13		
合計（①+②+③）	693	913	914	1,214	1,182	1,535	111	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	693	913	914	1,214	1,182	1,535	111	
実績の推移	事項名							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
利用実人数	4	4	3	3	3	1	1	
乾燥実施回数	43	55	54	40	34	20	20	
水洗実施回数	3	4	3	1	2	2	2	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	寝具乾燥消毒、寝具洗濯	84	委託料	寝具乾燥消毒、寝具洗濯	91	委託料	寝具乾燥消毒、寝具洗濯	111

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 登録者数	3	3	1	1	2	—
	② 実施回数（消毒乾燥）	40	34	20	20	22	—
	③ 実施回数（水洗い）	1	2	2	2	2	—

（問題点・課題分析）	—
	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・葛飾・江戸川 未実施区：足立・品川・練馬

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	議会質問状
--------	-------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-26	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	配食サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	菅谷
				内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-07-03	配食サービス事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		7年度	根拠	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。						
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。 ①身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障がい1～2級 ②栄養補給が十分ではない者						
内容	【回数】 週あたり1～7回 ※昼食のみ 【事務の流れ】 ①利用希望者より利用申請 ②区により審査・決定 ③配食業者に対し連絡 ④配食業者より決定者に対し配食						
経過	平成 9年 4月 対象拡大（65歳未満のひとり暮らし障がい者⇒障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯） 回数増：週2回限度⇒週3回限度 平成12年 4月 所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成14年 4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年 4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする 回数増：週3回限度⇒週5回限度 平成18年 4月 回数増：週5回限度⇒週7回限度 平成25年 4月 見守り料350円⇒250円（高齢者福祉課分の回数上限撤廃による規模増のため） 平成26年 4月 見守り料250円⇒257円（消費税率5%から8%への変更のため）						
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活を支える。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【委託業務名】 障害者配食見守りサービス事業業務委託 【委託業務先】 北畔、(株)NRE大増、(株)シニアフリエイト、合同会社花よりだんご						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	406	553	501	563	382	324	242	
①決算額（28年度は見込み）	406	481	477	192	213	187	242	
②人件費等	436	847	826	832	386	462		
③減価償却費	145	311	323	338	163	205		
【事務分担量】（%）	5	5	10	10	5	6		
合計（①+②+③）	987	1,639	1,626	1,362	762	854	242	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源	987	1,639	1,626	1,362	762	854	242	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	実利用者数	10	9	9	9	10	7	7
	食数	1,159	1,375	1,362	769	829	729	806

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	業者委託（単価契約）	213	委託料	業者委託（単価契約）	187	委託料	業者委託（単価契約）	242

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 実利用者数（人数）	9	10	7	7	7	－
	② 食数（食）	769	829	729	806	941	－
	③						

（問題点・課題分析）	利用者アンケートの結果を基に、委託業者に対し、サービス改善の助言・指導を行う。
	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区） 実施している区はすべて民間委託

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	委託業者のサービス向上のため、利用者アンケートの内容を再考する。	利用者アンケートの内容を再考し、委託業者のサービス状況がわかるような内容に変更した。	利用者が答えやすいアンケートとなるよう内容について検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-27	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	福祉電話事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀		
		担当者名	大塚・岩崎	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-07-04	福祉電話事業費				
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 57年度		根拠	荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱、			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区福祉電話料助成事業実施要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の基本料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。						
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。						
内容	【実施方法】 (1) 自己所有の電話機 ①利用者は区に申請する。 ②区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 （年1回利用者からNTTから届いた請求書の写しを確認。） ③助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。 (2) 貸与の電話機 ①利用者は区に申請する。 ②区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 ③助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。						
経過	昭和57年 4月 事業開始（基本使用料、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止 平成26年 4月 助成対象にユニバーサルサービス料を含む 付加使用料は貸与電話などに係るシルバーホン及びフラッシュベルの機能に係るものに限定						
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成することにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度							
	予算額	1,252	1,036	990	908	722	608	529
①決算額（28年度は見込み）	905	883	833	670	558	466	529	
②人件費等	419	545	542	1,248	0	231		
③減価償却費	436	622	645	507	0	102		
【事務分担当量】（%）	15	20	20	15	0	3		
合計（①+②+③）	1,760	2,050	2,020	2,425	558	799	529	
特定財源	国							
	都							
	その他	80	76	30	16	5	4	4
一般財源	1,680	1,974	1,990	2,409	553	795	525	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	電話助成世帯数（貸与）	12	11	11	7	6	6	4
	電話助成世帯数（自己所有）	28	29	27	27	17	17	16

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	貸与分	145	役務費	貸与分	123	役務費	貸与分	143
負担金補助等	自己所有分	412	負担金補助等	自己所有分	343	負担金補助等	自己所有分	386

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 助成世帯数（貸与）	7	6	4	4	4	各年度末世帯数
	② 助成世帯数（自己所有）	27	17	19	16	18	各年度末世帯数
	③						—

（問題点・課題分析）	<p>独り暮らしの方が多いため、利用者本人が死亡しても廃止手続きがないため、住基システムを確認しないといけないので情報の共有が課題である。</p>
	<p>（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区）</p> <p>実施区：葛飾区を除くすべての区 実施区については、貸与及び自己所有の基本料助成から、設置料のみの助成まで多様である。 ※北区では平成23年3月末で新規受付を終了。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	死亡しても支払時のチェック時まで不明の為、定期的に住基システムで確認していく必要がある。	3ヶ月ごとに住基システムで生存を確認している。	今後も3ヶ月ごとに住基システムで確認をしていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-28	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	渡部
				内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-07-05	緊急通報システム事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		3年度	根拠	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱等		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	重度身体障害者民間緊急通報システムを利用した緊急通報システム事業を運営することにより、緊急事態に対する重度心身障害者の不安の解消を図るとともに、住宅生活の安全を確保し、もって在宅重度身体障害者が安心して暮らし続けられるように支援する。						
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）						
内容	ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。 ①消防庁直通方式（平成25年度まで実施） 【実施内容】 消防庁が利用者及び協力員（原則3名）に安否確認をし、利用者宅へ救助に向かう 【利用方法】 申請→消防庁に登録申請→事業者へ設置先名簿送付→消防署長へ設置計画書提出→設置 【利用者負担】 新規取り付け時に機器の買い取り価格を上限として算出（課税状況、課税額による。ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料） ②民間事業者方式 【実施内容】 民間事業者が利用者に安否確認をし、専門の警備員及び消防署に救助を依頼する 【利用方法】 申請→消防庁に登録申請→事業者が利用者と利用契約締結→事業者が利用者宅に機器設置 【利用者負担】 毎月のレンタル料の3%（ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）						
経過	平成3年4月 事業開始 平成13年4月 協力員活動費1,000円（現金）／月→500円（区内共通お買物券）／月へ変更 平成18年4月 緊急通報システム新規設置者自己負担金導入 平成20年4月 火災安全システム導入 平成22年4月 民間事業者方式を導入 平成26年3月 直通方式から民間方式への移行完了 平成27年4月 委託業者変更（上陽テクノ株式会社足立営業所→志幸技研工業株式会社）						
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保する上で必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【委託業務名（委託先）】 緊急通報システム委託①民間方式（上陽テクノ株式会社足立営業所）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		640	581	577	482	506	389	389
①決算額（28年度は見込み）		588	546	488	471	352	318	389	
②人件費等		1,744	1,694	826	832	1,159	385		
③減価償却費		581	622	323	338	488	171		
【事務分担量】（%）		20	20	10	10	15	5		
合計（①+②+③）		2,913	2,862	1,637	1,641	1,999	874	389	
特定財源の推移	国								
	都	障害者施策推進包括補助事業補助金	153	81	130	110	352	42	30
	その他			1					
	一般財源		2,760	2,781	1,506	1,531	1,647	832	359
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	利用者数（消防方式）（人）	15	13	9	4	0	0	0	
	利用者数（民間方式）（人）	4	9	14	17	15	12	12	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	民間方式	352	委託料	民間方式	318	委託料	民間方式	389

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 利用者数（消防方式）（人）	4	0	0	0	0	
	② 利用者数（民間方式）（人）	17	15	13	12	15	—
	③ —						—

問題点・課題 （指標分析）	27年度から委託する民間業者が変更となった。円滑な事業運営を図るため、新たな事業者との連携を強化していく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 消防：文京区、台東区、江東区、豊島区、足立区 民間：千代田区、港区、墨田区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区 消防及び民間：中央区、新宿区、大田区、中野区、練馬区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	27年度から契約業者を変更するため機器の撤去・設置を円滑に行い、今後も適切な運用を図っていく。	契約業者の変更に伴う機器の撤去・設置作業を円滑に行った。	今後も委託業者と適宜連携し、円滑な運営を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-29	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	渡部 内線 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-07-06	障害者紙おむつ購入助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 2年度		根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、重度の心身障害者（児）及び介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって障害者福祉の増進を図る。						
対象者等	荒川区内に住所を有する3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。						
内容	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。</p> <p>①入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者</p> <p>②「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者</p> <p>【紙おむつ購入券】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替え、区は購入券に基づき業者に支払う。 ・限度額を月額10,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。 <p>【おむつ代助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した領収書に基づき助成する。 ・限度額は月額10,000円。但し1割は自己負担のため、実際の助成金限度額は9,000円となる。 						
経過	<p>平成4年4月 所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）</p> <p>平成12年4月 現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%）</p> <p>平成14年4月 業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付</p> <p>平成15年4月 65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続</p> <p>平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止</p> <p>平成28年4月 委託先のうち、「荒川薬業協同組合」が、「荒川区薬剤師会」に変更</p>						
必要性	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。						
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【直営分】おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払</p> <p>【一部委託】委託先：荒川区薬剤師会（53事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（10事業者）</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		16,746	18,520	17,999	20,869	19,488	18,871
①決算額（28年度は見込み）		16,746	18,047	17,786	17,917	17,921	18,871	17,921
②人件費等		1,605	1,392	1,781	2,911	3,090	2,309	
③減価償却費		930	933	1,129	1,183	1,300	1,024	
【事務分担当量】（%）		32	30	35	35	40	30	
合計（①+②+③）		19,281	20,372	20,696	22,011	22,311	22,204	17,921
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		19,281	20,372	20,696	22,011	22,311	22,204
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	おむつ購入券使用枚数	7,597	8,260	8,102	9,760	8,237	8,369	8,237
	おむつ購入券対象者延数	1,944	2,154	2,106	2,412	2,136	2,190	2,223
	おむつ代助成対象者延件数	361	368	380	382	105	115	115

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	17,921	扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	18,871	扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	17,921

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① おむつ購入券決定者人数	200	187	189	189	189	—
	② おむつ代助成決定者人数	48	49	44	44	49	—
	③ —						—

（問題点・課題 指標分析）	助成対象者に対して消費税と自己負担額に係る説明をしていなかったため、負担額に対する誤解が生じた。説明資料を対象者に配布することで対応した。
	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 現物給付：19区 現金助成：15区 購入券等給付：2区
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	助成対象者及び事業者からの請求に対して適切な対応を行う。	助成対象者に対して消費税に係る説明を十分に行っていないため、誤解が生じた。説明資料を配布することで対応した。	必要に応じて事業者と連携することで、適切な対応を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-30	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	住宅設備改善給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	佐藤 内線 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-07-07	住宅改善給付事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 60年度		根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。						
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。						
内容	<p>【給付種目及び基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模住宅改修 基準額 641,000円 ・屋内移動設備（機器本体） 基準額 979,000円 ・屋内移動設備（設置費） 基準額 353,000円 ・階段昇降機（直線） 基準額 700,000円 ・階段昇降機（曲線） 基準額 1,483,000円 <p>【給付方法】</p> <p>障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】</p> <p>原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。</p>						
経過	<p>昭和60年 事業開始</p> <p>平成14年 4月 浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化</p> <p>平成17年 4月 高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化</p> <p>平成18年10月 自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）</p> <p>平成27年 4月 利用者負担基準の改定</p>						
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要な不可欠な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。						
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営</p> <p>【住宅改修】業者委託</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	8,059	5,627	6,464	5,561	5,005	4,969
①決算額（28年度は見込み）		8,059	5,000	3,799	2,275	3,592	1,483	4,405
②人件費等		436	423	413	416	386	154	
③減価償却費		145	156	161	169	163	68	
【事務分担当量】（%）		5	5	5	5	5	2	
合計（①+②+③）		8,640	5,579	4,373	2,860	4,141	1,705	4,405
特定財源								
国								
都		0	0	0	0	0	0	0
その他								
一般財源		8,640	5,579	4,373	2,860	4,141	1,705	4,405
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	中規模改修（件）	2	3	2	0	1	0	2
	階段昇降機（曲線）（件）	1	2	1	1	2	1	2
	階段昇降機（直線）（件）	4	0	0	1	0	0	1
	屋内移動設備（件）	5	2	2	1	0	0	1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	階段昇降機、中規模改修	3,592	扶助費	階段昇降機、中規模改修	1,483	扶助費	階段昇降機、中規模改修	4,405

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 給付件数・児童分（件）	0	1	0	1	2	—
	② 給付件数・成人分（件）	3	2	1	5	5	—
	③						

（問題点・課題 指標分析）	—
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-31	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	盲ろう者生活支援推進事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	並木
				内線	2685		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-07-08	盲ろう者生活支援推進事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 23年度		根拠				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	視覚障がいと聴覚障がい重複し、コミュニケーションをとることが難しい盲ろう者に対し、盲ろう者の安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加をすることができるように整備する。						
対象者等	区内在住の視覚障がいと聴覚障がいの重複している盲ろう者 15名						
内容	<p>【当事者への情報提供体制の整備】 東京都盲ろう者支援センターと連携し、センターの実施する通訳介助者派遣や相談、訓練等の福祉サービス情報を、利用者へ届けることができる体制を整備する。</p> <p>【研修会】 安心して地域の福祉サービスを利用できるように、介護従事者向けの研修会を実施する。（年1回予定）</p> <p>【交流会】 前年度：東京盲ろう者友の会で開催されている交流会を荒川区で実施した。 今年度：区内在住の盲ろうの当事者と福祉団体、盲ろう者支援研修会の修了者との交流会を実施し、今後の盲ろう者支援の充実を図る。</p>						
経過	<p>平成22年10月 盲ろう者の訪問調査を実施</p> <p>平成23年11月 盲ろう者支援研修会（全4回）昼コース・夜コース実施</p> <p>平成23年12月 盲ろうへの理解推進のため盲ろう者支援講演会を実施</p> <p>平成23年12月 盲ろう当事者と視覚・聴覚障害者等との交流会を実施</p> <p>平成24年6月 盲ろう者支援研修会（全4回）昼コース ※以降同時期開催</p> <p>平成24年11月 盲ろう者支援研修会（全4回）夜コース ※以降同時期開催</p> <p>平成25年12月 東京盲ろう者友の会と共催で、盲ろう者友の会の交流会を荒川区で実施</p> <p>平成26年11月 区内在住盲ろう当事者と盲ろう者支援研修会修了者との交流会を実施 ※以降同時期開催</p> <p>平成27年10月 盲ろう者支援研修会昼コースを全2回に編成して実施</p>						
必要性	盲ろう者が安心して地域で生活を過ごし、社会参加の機会をつくるために必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		0	1,001	142	154	153	153
①決算額（28年度は見込み）		0	660	137	151	138	149	189
②人件費等		610	2,117	2,065	561	1,693	2,078	
③減価償却費		203	778	807	338	813	922	
【事務分担量】（%）		7	25	25	10	25	27	
合計（①+②+③）		813	3,555	3,009	1,050	2,644	3,149	189
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	813	3,555	3,009	1,050	2,644	3,149	189
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	研修会参加者数		34	42	27	33	30	30
	交流会参加者数					49	20	20

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師等謝礼	113	報償費	講師等謝礼	124	報償費	講師等謝礼	160
需用費	事務消耗品等	26	需用費	事務消耗品等	25	需用費	事務消耗品等	29

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 研修会参加者数	27	55	30	30	40	—
	② 交流会参加者数		49	20	20	30	—
	③						—

（問題点・課題） （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの困難性により福祉サービス等の情報が本人のもとに届かず、孤立しがちである。 ・26年度から区内在住の盲ろう当事者が集まる交流会を実施。家に閉じこもりがちな当事者が外出し他者と交流できる貴重な機会となった。27年度は交流会の内容充実にむけて予算化を行った。 ・27年度は盲ろう者支援研修会の対象者を当事者と関わる人が多い高齢者福祉従事者に拡大。28年度は指定特定相談事業者へも対象者を拡大し、参加者の拡大を図る。 ・対象者が参加しやすい期間と日時を検討する必要がある。
	他区の実況 (実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	盲ろう者支援研修会の修了者が増えたため、対象者拡大を目指した研修会を検討する。	盲ろう者支援研修会の対象者をケアマネジャー等高齢者福祉従事者に拡大。対応の仕方について学ぶ良い機会となった旨の感想があがった。	盲ろう者支援研修会の対象者の拡大を図ると共に、対象者が参加しやすい期間と日時を検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-32	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	福祉タクシー事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	田口 内線 2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-08-01	福祉タクシー事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 56年度		根拠	荒川区福祉タクシー利用券交付事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	【福祉タクシー券】日常生活の便利と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を支給する。 【リフト付タクシー】通常のタクシー利用が困難な心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車の利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。						
対象者等	【福祉タクシー券】区内在住で、愛の手帳1・2度、下肢・体幹機能障がいⅠ～3級、視覚障がいⅠ・2級等の手帳所持者 ※施設等入所者は除く、所得制限あり 【リフト付タクシー】下肢又は体幹機能障がいⅠ・2級の電動車椅子利用者等※平成28年度登録者数40人						
内容	【福祉タクシー券】 申請月に応じて1ヵ月毎に1冊3,400円分の福祉タクシー券を交付。（12ヵ月決定者は、40,800円分） 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用する際は手帳を提示し、タクシー券により支払う。 ※乗車地域は23区内 区は事業者に対し、使用済みタクシー券の額面表示額及び事務手数料（3%）を支払う。 【リフト付タクシー】 あらかじめ区に登録申請し、利用認定を受けた者にリフト付自動車利用助成券を交付する。 利用者は、区が委託契約を締結している事業者から利用する事業者を任意に選択し、直接予約をして利用する。その際、利用助成券を事業者へ渡すとともに通常の中型タクシー料金を支払う。 ※乗降車区域は23区内及び三鷹市、武蔵野市内（走行距離上限105kmまで） 区は事業者に対し、利用助成券に基づき、総額から利用者負担を除いた助成金を支払う。						
経過	昭和57年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上） 平成 4年 4月 リフト付タクシー運行事業開始 平成 5年 4月 タクシー券の金額変更（年最高36,000円→41,000円） 平成 6年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（上肢機能障がい者1級） 平成10年 4月 タクシー券に所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入 平成11年 4月 タクシー券の金額変更（年最高額40,800円）乗降車区域を23区内とする 平成14年 4月 偽造防止タクシー券を発行（16年度には氏名記載と手帳提示を義務化） 平成21年 4月 不正防止策として全券面にカナ氏名と交付番号を印字 平成22年 4月 肝臓機能障がい者が交付対象となる 平成25年 4月 タクシー券表紙にカナ氏名、券面には交付番号印字のみに変更 平成28年 4月 タクシー券表紙へのカナ氏名印字をやめ、交付番号印字のみに変更						
必要性	障がい者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、柔軟な対応が可能なタクシー等による移動は必要不可欠であり、本事業は必須である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【福祉タクシー券】平成28年度委託先：東京都個人タクシー協同組合 他144社（6月時点） 【リフト付タクシー】平成28年度委託先：日立自動車 他4社（6月時点）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		107,038	106,174	106,927	108,640	108,637	104,718	101,831
①決算額（28年度は見込み）		101,627	103,864	105,262	103,271	100,689	98,793	101,831	
②人件費等		9,226	5,899	5,492	2,947	7,215	3,839		
③減価償却費		4,358	2,799	2,904	1,859	3,739	2,218		
【事務分担当量】（%）		150	90	90	55	115	65		
合計（①+②+③）		115,211	112,562	113,658	108,077	111,643	104,850	101,831	
特定財源	国								
	都	障害者施策推進包括補助事業補助金	793	2,130	2,038	1,581	1,107	1,187	1,133
	その他								
一般財源		114,418	110,432	111,620	106,496	110,536	103,663	100,698	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	福祉タクシー券 交付人数（人）	2,896	2,976	3,045	2,985	2,943	2,907	2,900	
	リフト付タクシー 実利用者数（人）	17	22	23	24	22	23	24	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	タクシー券印刷製本	1,787	需用費	タクシー券印刷製本	1,820	需用費	タクシー券印刷製本	1,998
役務費	郵送料	1,416	役務費	郵送料	1,335	役務費	郵送料	1,739
委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	97,486	委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	95,637	委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	98,094

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 福祉タクシー券 交付人数（人）	2,985	2,943	2,907	2,900	2,955	－
	② リフト付タクシー 実利用者数（人）	24	22	23	24	22	－
	③						

（問題点・課題分析）	平成28年4月現在で契約しているタクシー会社は145社であり、契約事務や支払事務などが煩雑化している。
	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） ・墨田区 タクシーとガソリン給油の共通券 ・葛飾区 手当（外出支援分）として、月額2,500円を支給

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、業務の効率化について検討する。	個人情報保護の観点から、タクシー券へのカナ氏名印字をやめ、交付番号の印字のみに変更した。	業務の効率化について検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	会質問状
--------	------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-33	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀
		担当者名	中村	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-08-02	コミュニティバス障害者利用負担軽減費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	17年度	根拠	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画	○非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実		
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保及びバス利用の促進を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	障がい者手帳所持者（区民以外も可）でコミュニティバス利用者				
内容	<p>【運賃免除方法】コミュニティバス乗車時に運転手に対し障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。</p> <p>【補助方法】</p> <p>コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく運賃免除実績人数により、通常運賃から民営バス割引額を差し引いた本人負担額を、運行事業者に対し補助金額として支払う。</p> <p>【民営バス運賃割引】①身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用…5割免除 ②第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴…5割免除 ③精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用…5割免除</p> <p>精神障がい者の取扱経過コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担していた。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。</p>				
経過	平成17年 4月20日	コミュニティバスさくら・左回り（南千〇1系統）運行開始			
	平成20年10月	コミュニティバス専用パスの運用開始 精神障害者保健福祉手帳所持者が対象となり、全障がい者が運賃免除の対象となる			
	平成24年11月	汐入さくら（南千〇3系統）運行開始			
	平成26年11月	町屋さくら（町屋〇4系統）運行開始			
	平成27年 3月	町屋さくら一部往復運行開始（町屋〇5系統） さくら・右回り（南千〇2系統）運行開始			
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【補助支払】四半期毎実績払い				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		2,379	3,173	4,857	7,108	9,995	10,201
①決算額（28年度は見込み）		2,346	3,173	4,667	7,005	6,810	6,817	6,606
②人件費等		279	273	271	832	0	770	
③減価償却費		291	311	323	338	0	341	
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	0	10	
合計（①+②+③）		2,916	3,757	5,261	8,175	6,810	7,928	6,606
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		2,916	3,757	5,261	8,175	6,810	7,928
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	補助件数（延べ人数）	29,364	39,679	58,362	87,562	85,125	85,227	85,227
	パス発行件数	41	289	56	139	154	115	132

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	さくら、汐入・町屋さくら等	6,810	負担金補助等	さくら、汐入・町屋さくら等	6,817	負担金補助等	さくら、汐入・町屋さくら等	6,606

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 補助件数（延べ人数）	87,562	85,125	85,227	85,227	82,562	—
	② パス発行件数	139	154	115	132	160	—
	③ —						—

（問題点・課題 指標分析）	—
	（実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区） 無料：千代田・墨田 障害者割引：大田・板橋・練馬・足立・葛飾

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-34	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自動車燃料費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	大塚・岩崎
							内線
							2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-08-03	自動車燃料助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		3年度	根拠	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内		○都基準内	●区独自基準	計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。						
対象者等	区内に住所を有し、身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されているなどの必要な要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。						
内容	<p>【事業内容】</p> <p>①助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。</p> <p>②助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヶ月分の助成金を請求する。</p> <p>【助成期間】</p> <p>助成決定通知に記載する支給開始日から受給資格の消滅した日まで</p> <p>【助成金額】</p> <p>3ヶ月あたり9,000円を限度とする。（年額36,000円）</p>						
経過	平成5年4月	「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更					
	平成6年4月	対象者拡大（上肢機能障がい1級）					
	平成8年4月	未支払助成金制度の新設					
	平成10年4月	助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。					
	平成26年4月	現況届提出の義務化（毎年度）					
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られるため、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		7,397	7,573	8,232	9,251	10,500	11,351
①決算額（28年度は見込み）		7,382	7,556	8,220	9,242	9,024	8,691	9,881
②人件費等		419	545	1,226		0	385	
③減価償却費		436	622	1,129		0	171	
【事務分担量】（%）		15	20	35		0	5	
合計（①+②+③）		8,237	8,723	10,575	9,242	9,024	9,247	9,881
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		8,237	8,723	10,575	9,242	9,024	9,247
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	助成対象者数	246	256	288	311	293	295	281

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵便料	34	役務費	郵便料	34	役務費	郵便料	45
扶助費	ガソリン助成	8,990	扶助費	ガソリン助成	8,657	扶助費	ガソリン助成	9,836

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	助成対象者数（人数）	311	293	295	318	318	各年度末助成決定者数
②							—
③							—

（問題点・課題分析）	毎年、現況届のみ提出して自動車税減免決定通知書(写)の提出を忘れる人が多いので、案内文を分かりやすくする必要があります。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 未実施：なし ※葛飾区は心身障害者福祉手当（外出支援分）と合わせて支給（月額2,500円） ※大田区はタクシーと自動車燃料支払が共通で使える移送サービス利用券を支給（月額3,600円） ※墨田区はタクシーと自動車燃料支払が共通で使える助成共通券を支給（年間30,000円）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も個別対応で分かりやすく説明をしていく。	書類不備の際は、手紙などで分かりやすく説明して再提出をお願いしてきた。	個別対応で記入例を添付するなどして分かりやすい説明をしていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨） （要旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-35	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	心身障害者福祉手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	萩原 内線 2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-01	心身障害者福祉手当支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 49年度		根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	同条例施行規則			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	心身に障がいやを有する者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。						
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者【所得制限】特別障害者手当等（国制度）に準拠 ※平成28年4月1日現在受給者数 3,694名						
内容	<p>上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。</p> <p>【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。</p> <p>【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分まで（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込</p> <p>【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者…15,500円</p> <p>【区独自基準手当月額】身体障害者手帳3級、愛の手帳4度…9,500円 区指定難病患者…15,500円 ※区指定難病とは、国指定（306種）、都対象（12種）計318種（平成28年1月1日現在）</p> <p>【財源】都基準及び難病手当については、都区財政調整措置がなされている</p>						
経過	<p>平成12年 8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可）所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円→3,481,000円） ※見直し理由…都：社会経済状況の変化 / 区：①介護保険制度導入②負担の公平化、他制度との整合 ③在宅サービス充実化へのシフト</p> <p>平成13年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円→3,549,000円）</p> <p>平成14年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円→3,604,000円）</p> <p>平成14年10月 慢性肝炎、肝硬変・パトームが都難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。（対象外移行者417人）</p> <p>平成14年12月 20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）</p>						
必要性	心身に障がいやを有する者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		636,342	637,046	641,258	644,899	646,519	662,909
①決算額（28年度は見込み）		630,322	634,429	637,964	636,715	636,151	633,176	637,997
②人件費等		2,616	1,694	1,652	2,495	2,549	2,694	
③減価償却費		872	622	645	1,014	1,073	1,195	
【事務分担当量】（%）		30	20	20	30	33	35	
合計（①+②+③）		633,810	636,745	640,261	640,224	639,773	637,065	637,997
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	633,810	636,745	640,261	640,224	639,773	637,065	637,997
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	都基準対象者	2,147	2,127	2,100	2,040	2,014	1,973	1,981
	区独自基準対象者（3級・4度）	823	837	835	849	860	860	856
	区独自基準対象者（難病）	725	760	813	822	849	861	959
	合計	3,695	3,724	3,748	3,711	3,723	3,694	3,796

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	支払通知封入委託	32	委託料	支払通知封入委託	32	委託料	支払通知封入委託	33
扶助費	心身障害者福祉手当	636,119	扶助費	心身障害者福祉手当	633,144	扶助費	心身障害者福祉手当	637,964

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 手当受給者数	3,711	3,723	3,694	3,796	3,716	
	② -						
	③ -						

（問題点・課題 指標分析）	難病医療費助成制度の改正（マル都医療券対象疾病の変更）により、平成27年1月及び平成27年7月に支給対象疾病が拡大した。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き難病医療費助成制度改正の動向や東京都の対応を踏まえ、支給対象疾病の拡大について対応していく。	難病医療費助成制度改正の動向や東京都の対応を踏まえ、支給対象疾病の拡大について対応した。	今後についても、難病医療費助成制度改正の動向や東京都の対応を踏まえ、支給対象疾病の改正について対応していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-36	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	菅谷
							2693
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-02	特別障害者手当支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 39年度		根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	児童扶養手当等の支給に関する法律施行令			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	重度の障がい者を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。						
対象者等	特別障害者手当：20歳以上の者で重度障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者 障害児福祉手当：20歳未満の者で重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする者 経過的福祉手当：従来の福祉手当受給者で特別障害者手当等も支給されない者（新規なし）						
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う（所得制限あり） 【手当の支給期間】 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。 【支給方法】 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。 【手当月額】 特別障害者手当 26,620 → 26,830円（28年4月改定） 障害児福祉手当 14,480 → 14,600円（28年4月改定） 経過的福祉手当 14,480 → 14,600円（28年4月改定）						
経過	昭和61年度 従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。 なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない） 平成10年度 事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。 平成19年9月 区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を依頼。（判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）						
必要性	国制度の実施						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額		62,969	67,652	72,725	74,597	75,629	75,826	74,860	
①決算額（28年度は見込み）		62,957	67,624	70,474	70,762	73,510	75,427	74,860	
②人件費等		1,744	4,235	3,304	3,327	1,931	1,924		
③減価償却費		581	1,555	1,291	1,352	813	853		
【事務分担量】（%）		20	50	40	40	25	25		
合計（①+②+③）		65,282	73,414	75,069	75,441	76,254	78,204	74,860	
特定財源	国	特別障害者手当等給付費国庫負担金	47,030	50,510	52,606	52,725	54,852	56,420	55,932
	都								
	その他		79	29	0				
	一般財源		18,252	22,825	22,434	22,716	21,402	21,784	18,928
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	特別障害者手当受給者数（人数）	170	186	194	202	208	211	217	
	障害児福祉手当受給者数（人数）	65	64	57	59	56	58	60	
	経過的福祉手当受給者数（人数）	14	13	11	10	8	7	7	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	判定医謝礼	130	報償費	判定医謝礼	208	報償費	判定医謝礼	234
役務費	郵送料	45	役務費	郵送料	45	役務費	郵送料	49
扶助費	特別障害者手当	73,335	扶助費	特別障害者手当	75,174	扶助費	特別障害者手当	74,577

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 特別障害者手当受給者数（人数）	202	208	211	217	217	
	② 障害児福祉手当受給者数（人数）	59	56	58	60	60	
	③ 経過的福祉手当受給者数（人数）	10	8	7	7	7	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区判定医や都との連携を図り、適切な運営を行う。	各機関と連携を図り、円滑な事業を運営に努めた。	今後も事業の円滑な運営に加え、制度の周知徹底を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	会質問状
--------	------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-37	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者福祉給付金事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	菅谷
				内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-03	障がい者福祉給付金支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	荒川区障がい者福祉給付金支給要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07 障がい者の居宅サービスの充実					
目的	障がい者を有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。						
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者						
内容	<p>【月額単価】 重度33,000円 中度26,000円</p> <p>【給付対象】 以下の要件すべてに該当する無年金障がい者</p> <p style="margin-left: 20px;">①昭和37年1月1日以前に生まれた者</p> <p style="margin-left: 20px;">②20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者</p> <p style="margin-left: 20px;">③昭和57年1月1日前に障がい者となった者</p> <p>【実施の流れ】 申請 → 審査（給付要件や障がい程度等） → 決定 → 支給（4ヶ月に1回支給）</p> <p>【参考】特別障害給付金 ※同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。 単価月額（平成22年度）：50,000円（一級）、40,000円（二級）</p>						
経過	<p>昭和57年1月 国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。</p> <p>平成17年4月 特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。</p> <p>平成19年4月 事業開始</p>						
必要性	外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、生活が困窮している。また、障がいの状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置が必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>（窓口）障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	2,181	2,208	1,500	1,137	1,500	1,500
①決算額（28年度は見込み）	1,956	906	708	1,137	1,500	1,266	1,188	
②人件費等	87	423	413	416	773	770		
③減価償却費	29	156	161	169	325	341		
【事務分担量】（%）	1	5	5	5	10	10		
合計（①+②+③）	2,072	1,485	1,282	1,722	2,598	2,377	1,188	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源	2,072	1,485	1,282	1,722	2,598	2,377	1,188	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	重度支給対象者数（人数）	3	2	1	3	3	3	3
	中度支給対象者数（人数）	2	1	1	1	1	1	0

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	給付金	1,500	扶助費	給付金	1,266	扶助費	給付金	1,188

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	支給対象者数(人数)	4	4	4	3	3	—
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区) 未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区、足立区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	制度の周知を図り、適切な運営を行う。	遅滞なく支給事務等を行った。	適切な事務運営に加え、制度の周知を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議(要旨)会質問状	
------------	--

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 受給者数（人数）	143	145	144	145	145	—
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	—
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 東京都の経由事務
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、受付及び都への進達事務を円滑に行っていく必要がある。	都担当と適宜連携を取り、円滑な事務運営を行った。	引き続き、都への進達事務等を速やかに行い、更なる円滑な事業運営に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-40	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	中村
				内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-10-01	原爆被爆者援護事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 2年度		根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦勞をねぎらい、その福祉の向上を図る。 ・区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中） 						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> 【見舞金】 原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日） 【団体補助金】 区が認めた原爆被爆者団体（H8年より活動休止中） 						
内容	<p>【見舞金】 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 （実施案内を 区報7月21号に掲載） 申請方法：昨年申請した人 …… 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 …… 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。</p> <p>【団体運営補助金】 原爆被爆者団体（荒友会）は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。 平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。 （平成7年度まで、年50,000円を交付していた。）</p>						
経過	<p>平成2年度 事業開始 平成8年度 荒友会が活動を休止</p>						
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦勞をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		404	400	380	350	300	290
①決算額（28年度は見込み）		360	350	350	290	290	260	260
②人件費等		140	218	549	416	773	385	
③減価償却費		145	249	323	169	325	171	
【事務分担量】（%）		5	8	10	5	10	5	
合計（①+②+③）		645	817	1,222	875	1,388	816	260
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		645	817	1,222	875	1,388	816
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	見舞金支給者	36	35	35	29	29	26	30

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	見舞金	290	扶助費	見舞金	260	扶助費	見舞金	260

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	対象者数（人数）	29	29	26	30	26	支給者数
②	—						
③	—						

（問題点・課題分析）	^
他区の状況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・練馬・葛飾・江戸川 未実施：墨田・江東・足立

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	議会質問状
--------	-------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-50	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者向け健康体操事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	高橋
				内線	2686		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-14-04	障害者向け健康体操事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	体操を通して障がい者の健康づくりを促進するために、「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行うことにより、健康管理・健康維持を支援する。						
対象者等	障がい者やその家族、ふれあい絆・活サロン参加者及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）						
内容	<p>【概要】体操名称：荒川ばん座位体操 [意味] 一人でも多くの方（万人）が座ったままで（座位）できる体操。</p> <p>体操内容：車いすや椅子に腰掛けた姿勢のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒に行うことができる。</p> <p>【各種講座】ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。</p> <p>①リーダー育成研修…体操の基礎を学習し、体操を指導できる「ばん座位体操リーダー」を育成</p> <p>②介護事業所向け講座…ヘルパーや介護者向け、介助方法を学ぶ</p> <p>③体操教室…区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的を実施</p> <p>④ステップアップ研修…リーダーを対象に、体操教師角路氏方法やレクリエーション技術を学ぶ</p> <p>【広報活動】①ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布 ②解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。③ケーブルテレビ放映・広報誌で周知する。</p>						
経過	<p>平成17年 2月 首都大学東京山田拓実研究室と共同開発、事業案企画、モニター協力依頼</p> <p>平成19年12月 アクロスまつりでの公开发表、区内施設（たんぽぽセンター等）での体操実施</p> <p>平成20年 1月 「荒川ばん座位体操」商標登録申請、DVD・VHS作成</p> <p>平成20年 7月 区立施設での体操教室を開始（たんぽぽセンター：水曜、アクロスあらかわ：火・金曜）</p> <p>平成20年12月 東京都福祉保健医療学会で、荒川ばん座位体操を発表</p> <p>平成22年 4月 西日暮里6丁目施設及び義肢装具センターを拠点に追加</p> <p>平成22年10月 西日暮里6丁目施設から絆・活サロンに会場を移し、特養さくら館を拠点に追加</p> <p>平成24年 4月 西尾久ふれあい館を拠点に追加</p> <p>平成25年度 参加者の事故に備えて、傷害保険・賠償責任保険に加入。</p> <p>平成28年 4月 町屋ふれあい館を拠点に追加</p>						
必要性	<p>①障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるという悪循環が生じる。</p> <p>②障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。</p> <p>③体操を通じて障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。</p>						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		961	982	959	962	1,011	1,010	996
①決算額（28年度は見込み）		574	607	723	914	969	921	996	
②人件費等		4,534	4,535	5,370	4,303	3,624	4,387		
③減価償却費		1,511	1,555	2,098	1,859	1,626	1,945		
【事務分担量】（%）		52	50	65	55	50	57		
合計（①+②+③）		6,619	6,697	8,191	7,076	6,219	7,253	996	
特定財源	国								
	都	障害者施策推進包括補助事業補助金	323	370	382	457	505	505	497
	その他								
一般財源		6,296	6,327	7,809	6,619	5,714	6,748	499	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	リーダー人数	46	51	57	65	79	90	95	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講演会等謝礼	789	報償費	講演会等謝礼	741	報償費	講演会等謝礼	756
需用費	消耗品費	49	需用費	消耗品費	50	需用費	消耗品費	56
役務費	保険料	131	役務費	保険料	131	役務費	保険料	131
						委託料		53

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① リーダー人数	65	79	89	90	100	-
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	①研修を修了した新たなリーダーが拠点場所で活躍できるよう働きかける。 ②来年度の10周年に向け荒川ばん座位体操の周知を広げる。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 同種事業 …… ころばん体操・せらばん体操（高齢者福祉課）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新たなリーダーの育成とリーダーが日中活動をできる場所を確保する。	新たな実施会場を増設することができた。	関係機関等にも協力をあおぎ、荒川ばん座位体操の周知を広げていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	障がい者の健康管理・健康維持を支援するため必要な事業である。

況（要旨）	議（質問状）
-------	--------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-02-28	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障害者歯科対策事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	後藤	担当者名	高橋
				内線	423		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-07-01	障害者歯科対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		2年度	根拠			
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	障がい者の口腔状態は良好とは言えず、口腔疾患の罹患率が高い。口腔管理も困難なことが多く、治療も敬遠されがちであり、歯科治療体制に関する要望も高い。このため、検診や相談を行いながら、口腔疾患の予防を強化し受診勧奨を行うとともに、障がい者の歯科治療については、歯科医療連携推進体制を強化して口腔保健の向上を図る。						
対象者等	心身障がい者等						
内容	1 障がい者歯科相談室 実施期間：年16回・予約制 周知方法：区報、障がい者施設への歯科相談室の勧奨通知 内容：歯科検診・保健指導・歯みがき指導・地域歯科医療機関や都立病院等に受診勧奨 2 障がい者施設への出張口腔健康教育 実施回数：年約10回 内容：口腔健康教育・歯みがき指導						
経過	平成12年度：検診歯科医師を2名から1名に減 平成15年度：検診歯科医師の報償費を一般賃金に変更 平成16年度：障がい者施設への出張口腔健康教育の実施増を行い、事業の充実を図った。 平成23年度：障がい者歯科相談室の希望者数増加により実施回数増 年12回→年16回 平成24年度：他事業との重複により雇上げ歯科衛生士増16名→20名						
必要性	障がい者は自己の口腔管理も困難であることが多い。また障がいにより歯科治療を受けにくく口腔状態が悪化してしまう。このため、歯みがきを中心とした口腔疾患予防の支援や教育を継続して行う必要性が高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ●臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		495	667	722	719	717	717
①決算額（28年度は見込み）		495	666	719	718	710	710	717
②人件費等		1,570	1,105	1,090	2,405	2,342	1,674	
③減価償却費			933	968	1,859	1,788	1,877	
【事務分担量】（%）		35	30	30	55	55	55	
合計（①+②+③）		2,065	2,704	2,777	4,982	4,840	4,261	717
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		2,065	2,704	2,777	4,982	4,840	4,261
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	受診者数	242	282	284	263	291	310	320

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	歯科医師・歯科衛生士	661	賃金	歯科医師・歯科衛生士	661	賃金	歯科医師・歯科衛生士	662
需用費	器具・器材等	49	需用費	器具・器材等	49	需用費	器具・器材等	55

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 受診希望者数	205	211	219	218	222	③の根拠
	② 予約枠（人）	400	400	400	400	400	③の根拠
	③ 年間予約可能回数	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	予約枠（人）／受診希望者数

（問題点・課題 指標分析）	障がい者のかかりつけ歯科医の定着を図る。また病状に応じて専門歯科医療機関へ紹介する「歯科医療連携推進体制」の継続強化を図るため、歯科医師会と保健所の協議を行っていく。						
	他区の実況	（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区）					

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	「荒川区歯科医療連携推進協力歯科医療機関名簿」の活用及び「東京都医療機関案内サービス」の周知を図る。	必要時「東京都医療機関案内サービス」、『「荒川区歯科医師会訪問歯科診療」リーフレット』による情報提供を行った。	継続して必要時「東京都医療機関案内サービス」、『「荒川区歯科医師会訪問歯科診療」リーフレット』による情報提供を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	障がい者の口腔保健向上のため重要な事業である。

況議 （要 旨） 問 状	平成12年決算特別委員会において、障がい者歯科医療の現状、口腔保健センター建設に関する質問があった。
--------------------------	--